

熊本市賃借料情報(令和5年度)

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画により公告された賃借料(10a当たり年額)は、以下のとおりとなっています。

令和6年4月22日

熊本市農業委員会

【 田 】

内容	平均額	最高額	最低額	筆数
相対(水稲)	13,418円	25,000円	3,000円	313筆
農地中間管理機構(水稲)	10,214円	50,630円	4,960円	823筆

※物納は含みません。

【 畑 】

内容	平均額	最高額	最低額	筆数
相対(露地野菜、畑作物等)	14,473円	40,000円	5,000円	44筆
農地中間管理機構(畑作物等)	9,198円	64,000円	1,700円	185筆
相対(施設野菜)	31,775円	50,000円	7,000円	40筆
相対(果樹)	9,391円	14,300円	5,000円	33筆
相対(飼料作物)	7,628円	17,300円	5,000円	18筆

※物納は含みません。

農地法第52条の情報の提供等に基づくものである。